

# 公費負担（選挙公営）の手引き

池田町選挙管理委員会

# はじめに

この手引きは、池田町長選挙及び池田町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

## 目次

<b>第1章</b>	<b>公費負担制度の概要</b> .....	1
1	公費負担制度とは.....	1
2	公費負担の種類.....	1
3	対象となる候補者.....	1
4	公費負担の限度額.....	2
	(1) 選挙運動用自動車の使用.....	2
	(2) 選挙運動用ビラの作成.....	2
	(3) 選挙運動用ポスターの作成.....	3
5	諸手続.....	3
	(1) 契約締結と契約届出.....	3
	(2) 確認申請.....	4
	(3) 使用（作成）証明書の交付.....	4
	(4) 費用の請求.....	4
<b>第2章</b>	<b>公費負担の手続き</b> .....	6
	公費負担手続きのイメージ.....	6
1	選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）.....	8
2-1	選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）.....	10
2-2	選挙運動用自動車の使用（燃料代）.....	12
2-3	選挙運動用自動車の使用（運転手）.....	14
3	選挙運動用ビラの作成.....	16
4	選挙運動用ポスターの作成.....	18
<b>第3章</b>	<b>契約書及び各種様式の記載例</b> .....	20
	契 約 書【見本】.....	20
	選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）.....	23
	選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）.....	24
	選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）.....	25
	選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）.....	26
	契 約 届 出 書.....	27
	確 認 申 請 書.....	31
	確 認 書.....	35
	証 明 書.....	39
	請求書・請求内訳書.....	45

# 第1章 公費負担制度の概要

## 1 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、池田町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

## 3 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

### 供託物没収点

- ・町長選挙の場合
- ・町議会議員選挙の場合

供託物没収点 = 有効投票総数 × 1 / 10

供託物没収点 = 有効投票総数 ÷ 議員定数 × 1 / 10

## 4 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
1	一般運送契約（ハイヤー等契約）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 64,500円
2	その他の契約 （一般運送契約 以外）	① 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）
		② 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
		③ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（同一の日において1人に限る）
			各日について 16,100円
			7,700円× 選挙運動日数
			各日について 12,500円

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象になります。

### (2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
町長選挙	5,000枚	7円73銭（1枚あたり）
町議会議員選挙	1,600枚	

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

※規格等：長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル（A4版）以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

#### 【例】町長選挙運動用ビラ4,000枚の作成を32,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、 $32,000円 \div 4,000枚 = 8円$ になります。  
この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7円73銭 \times 4,000枚 = 30,920円$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分1,080円は候補者の負担になります。

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成 （長さ 42 センチメートル、幅 30 センチメートル以内）	ポスター掲示場数	$(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲$ $\text{示場数} + 80,000 \text{ 円}) \div \text{ポス}$ $\text{ター掲示場数}$ ※1 円未満の端数がある場 合には、その端数は1 円 とします。

#### 【参考】

令和 5 年 4 月 23 日執行の 町議会議員一般選挙における ポスター掲示場数	51 枚	$(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 51 \text{ 箇所} +$ $80,000 \text{ 円}) \div 51 \text{ 箇所} =$ <b>2,110 円（1 枚あたり）</b>
51 箇所		

※作成限度枚数とポスター 1 枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

#### 【例 1】選挙運動用ポスター 80 枚の作成を 100,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚あたりの作成単価は、 $100,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 1,250 \text{ 円}$ になります。  
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,250 \text{ 円} \times 51 \text{ 枚} = \mathbf{63,750 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分 36,250 円は候補者の負担になります。

#### 【例 2】選挙運動用ポスター 80 枚の作成を 200,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚あたりの作成単価は、 $200,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 2,500 \text{ 円}$ になります。  
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $2,110 \text{ 円} \times 51 \text{ 枚} = \mathbf{107,610 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。  
この額を超える分 92,390 円は候補者の負担になります。

## 5 諸手続

### (1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 池田町選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時  
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ち
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

#### 留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限り。

## (2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

### ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

### イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

### ウ 確認申請書の提出先 池田町選挙管理委員会

### エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## (3) 使用(作成)証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## (4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類
選挙	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 (別紙 1)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号】
運動用 自動車の 使用 による 場合	上記以外の 自動車の借入れ	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 (別紙 2) (1)自動車の借入れ】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号】
	燃料代	①請求書【様式第 15 号】 給油伝票添付 (給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【様式第 15 号 (別紙 2) (2)燃料代】 ③選挙運動用自動車燃料使用証明書【様式第 11 号】 ④自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号 (別紙 2) (3)運転手】 ③選挙運動用自動車運転手使用証明書【様式第 12 号】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 16 号】 ②請求内訳書【様式第 16 号 (別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 13 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 17 号】 ②請求内訳書【様式第 17 号 (別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 14 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒399-8696

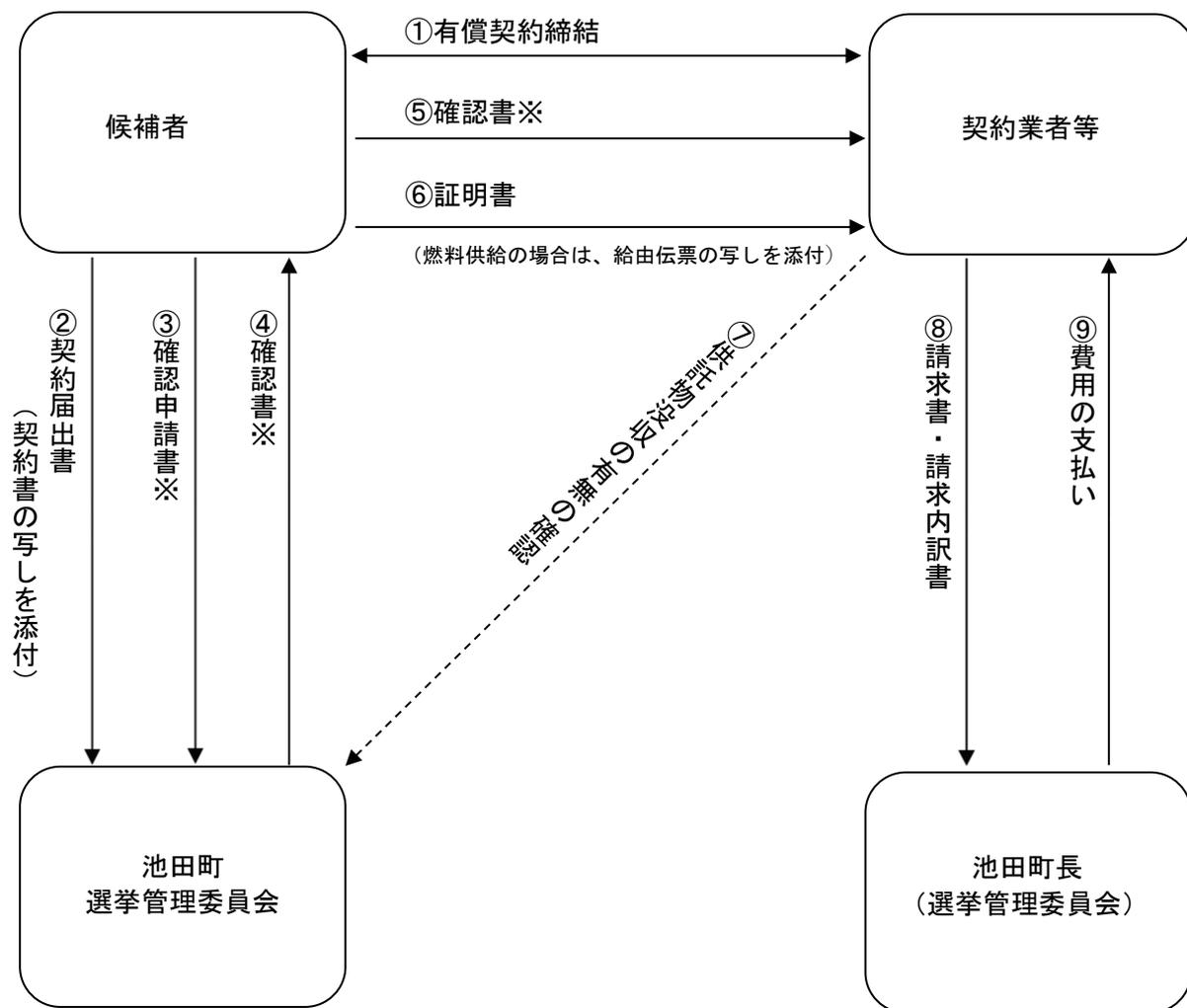
長野県北安曇郡池田町大字池田3203番地6

池田町役場総務課総務係 (池田町選挙管理委員会事務局)

電話：0261-62-3131

## 第2章 公費負担の手続き

### 公費負担手続きのイメージ



注※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

## 立候補届出前に

### 【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書）

## 立候補届出時に

### 【候補者から町選管へ】

- ②契約締結の届出 様式第1号（自動車）  
様式第2号（ビラ）  
様式第3号（ポスター）
- ※添付書類 ①契約書の写し
- ③確認申請 様式第4号（燃料）  
様式第5号（ビラ）  
様式第6号（ポスター）

### 【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付 様式第7号（燃料）  
様式第8号（ビラ）  
様式第9号（ポスター）

### 【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出 様式第7号（燃料）  
様式第8号（ビラ）  
様式第9号（ポスター）

## 選挙終了後

### 【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出 様式第10号（自動車）  
様式第11号（燃料）  
様式第12号（運転手）  
様式第13号（ビラ）  
様式第14号（ポスター）

### 【契約業者等から町へ】

- ⑧費用の請求 様式第15号（自動車）  
請求内訳書別紙1、別紙2  
様式第16号（ビラ）  
請求内訳書別紙  
様式第17号（ポスター）  
請求内訳書別紙

### ※添付書類

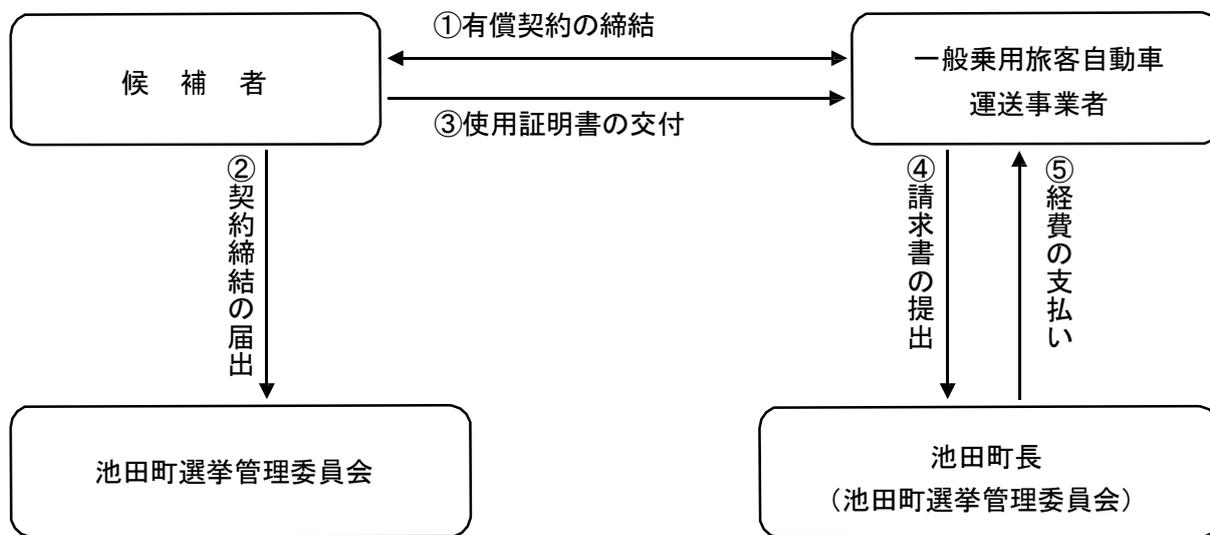
- ⑤確認書（燃料、ビラ及びポスターのみ）  
⑥証明書、振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）、給油伝票の写し（燃料代の場合）

# 1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車車両使用証明書 【様式第 10 号】	
	請求書（選挙運動用自動車使用料） 【様式第 15 号】	
	請求内訳書 【様式第 15 号（別紙 1）】	

**選挙運動用自動車の使用**  
**(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)**  
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車車両使用証明書 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車使用料) 【様式第15号】請求内訳書 【様式第15号(別紙1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

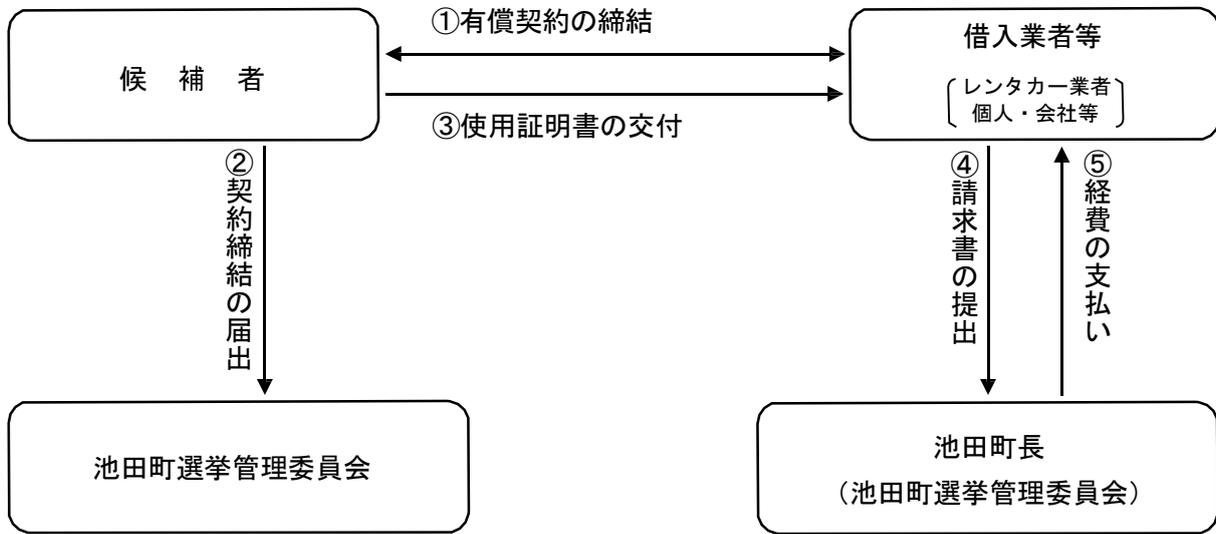
2 町長に対する上記の請求については、池田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車車両使用証明書 【様式第10号】	
	請求書（選挙運動用自動車使用料） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙2）（1）自動車の借入れ】	

**選挙運動用自動車の使用  
(自動車の借入れ)**  
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車車両使用証明書) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車使用料) 【様式第15号】請求内訳書 【様式第15号(別紙2)(1)自動車の借 入れ】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入事業者等は町長へ④の請求を  
することができません。

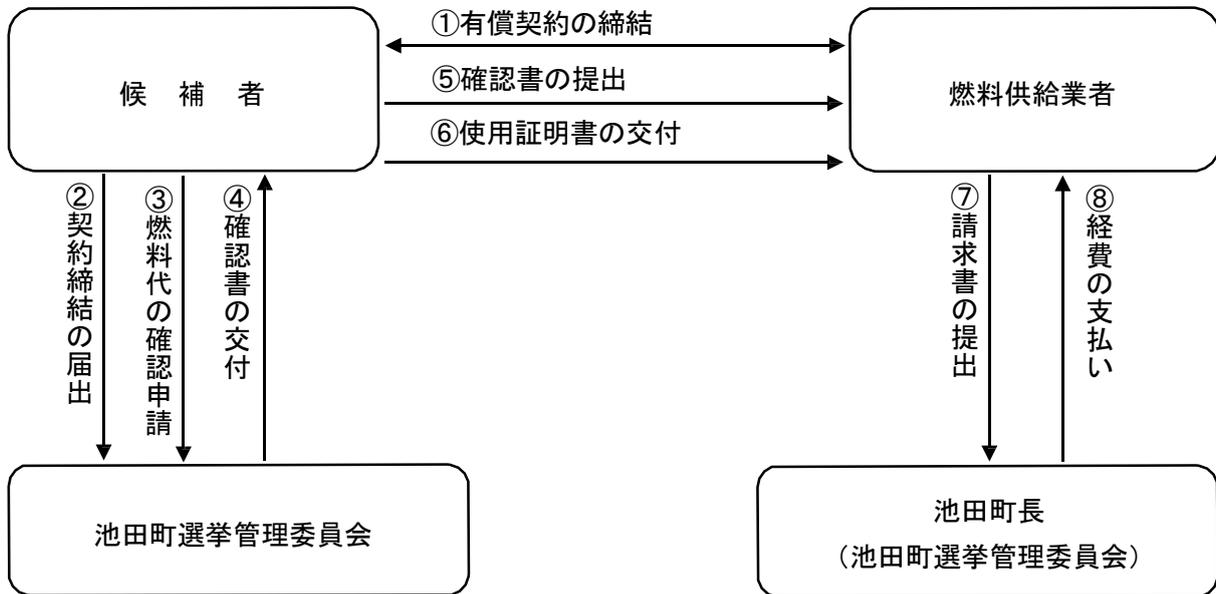
2 町長に対する上記の請求については、池田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請求の前	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
請求のとき	自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
	選挙運動用自動車燃料使用証明書 【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用自動車使用料） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙2）（2）燃料代】	
	給油伝票の写し	

**選挙運動用自動車の使用  
(燃料代)  
※個別契約**



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料使用証明書 【様式第11号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車使用料) 【様式第15号】請求内訳書 【様式第15号(別紙2)(2)燃料代】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、池田町選挙管理委員会で受け付けます。

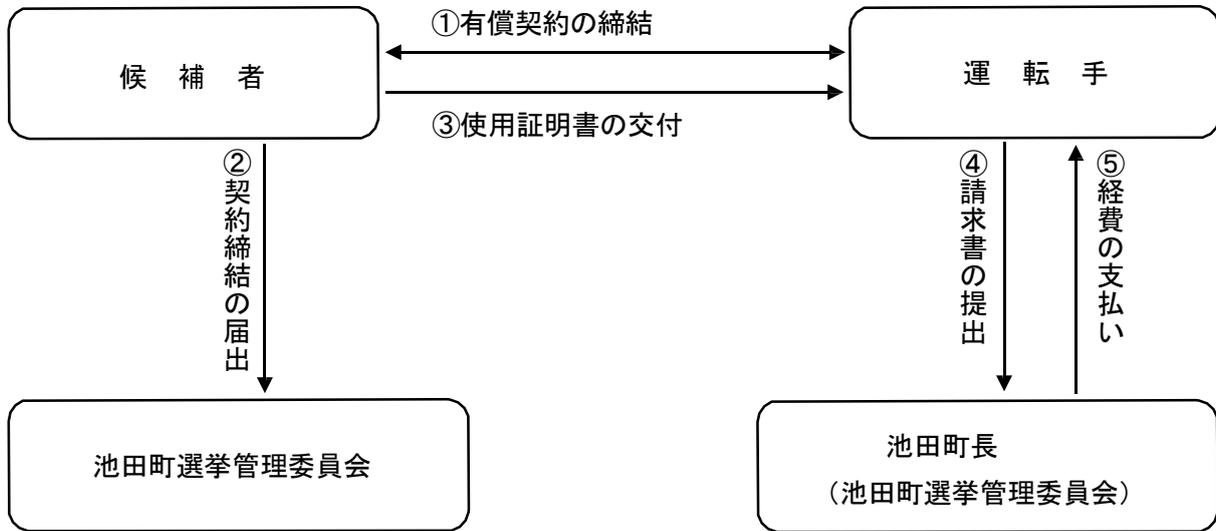
## 2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車運転手使用証明書 【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用自動車使用料） 【様式第15号】	
	請求内訳書 【様式第15号（別紙2）（3）運転手】	

選挙運動用自動車の使用  
(運転手の雇用)  
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車運転手使用証明書 【様式第12号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車使用料) 【様式第15号】請求内訳書 【様式第15号(別紙2)(3)運転手】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができません。

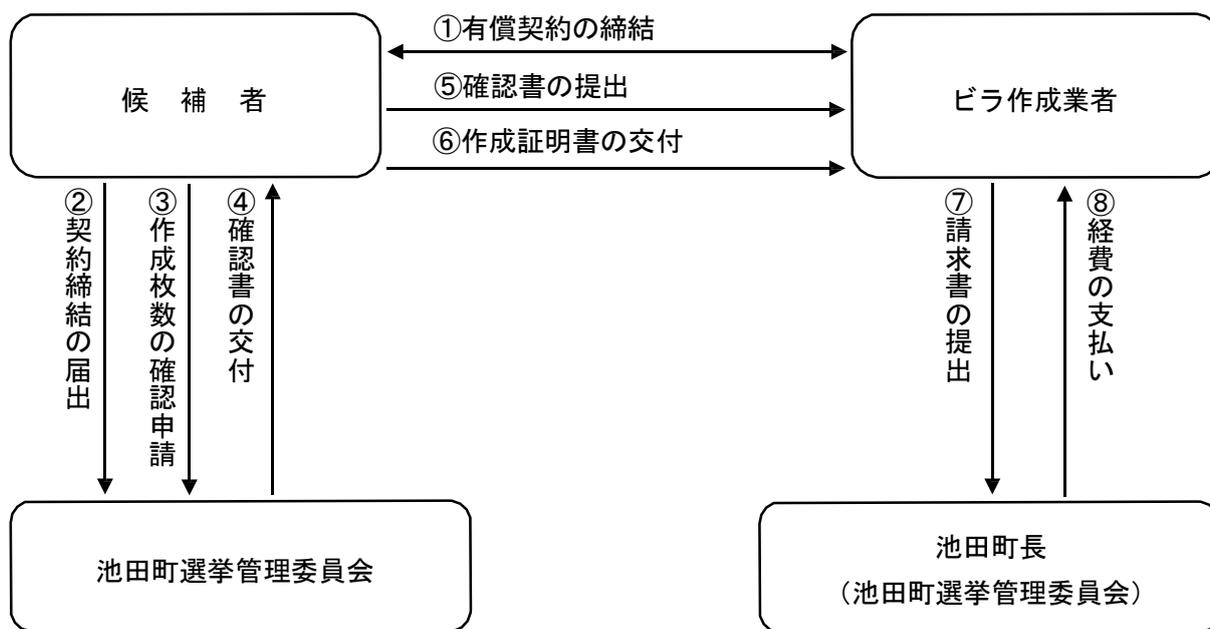
2 町長に対する上記の請求については、池田町選挙管理委員会で受け付けます。

### 3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
	請求書（選挙運動用ビラ作成費） 【様式第16号】	
	請求内訳書 【様式第16号（別紙）】	

## 選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第13号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラ作成費) 【様式第16号】請求内訳書 【様式第16号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

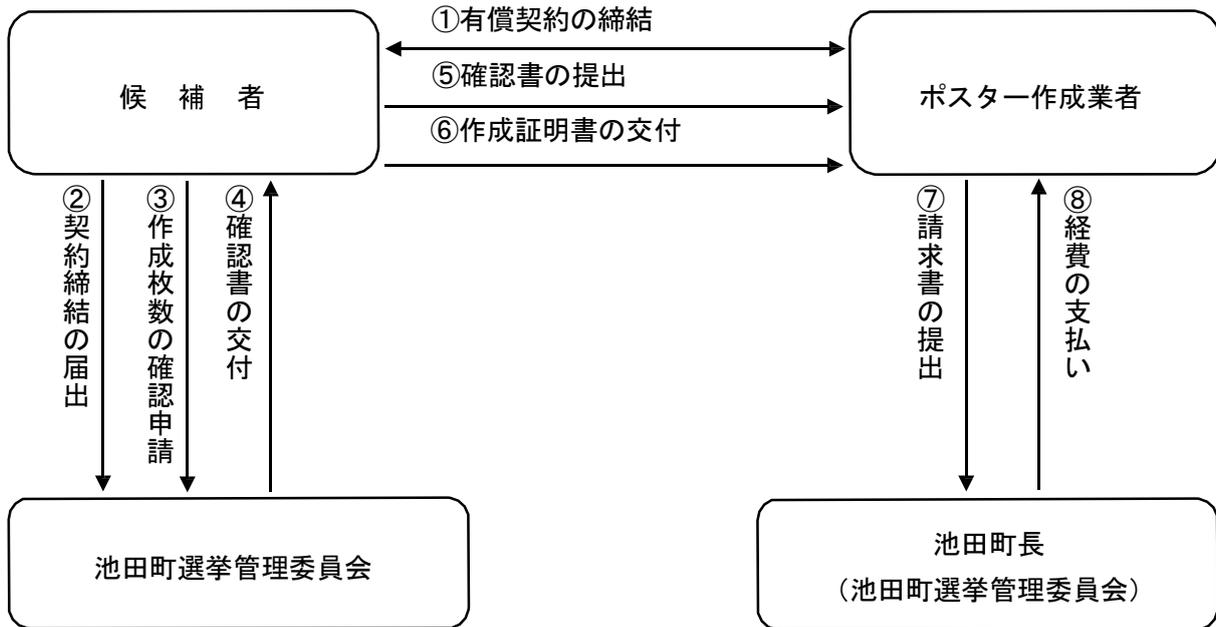
2 町長に対する上記の請求については、池田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
	請求書（選挙運動用ポスター作成費） 【様式第17号】	
	請求内訳書 【様式第17号（別紙）】	

## 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスター作成費) 【様式第17号】請求内訳書 【様式第17号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、池田町選挙管理委員会で受け付けます。

## 第3章 契約書及び各種様式の記載例

契 約 書【見本】  
(候補者 ⇔ 契約業者等)



選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

池田町（議会議員一般・長）選挙候補者〇〇〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 使用目的  
公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号
- 3 使用期間年月日から年月日まで  
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。  
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載
- 4 契約金額 金 円（税込）  
（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）  
ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に使用日数を乗じて得た額とする。
- 5 使用上の義務等  
甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。
- 6 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき池田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が池田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 7 その他  
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲池田町（議会議員一般・長）選挙候補者  
住所  
氏名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙住所  
名称  
代表者印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

池田町（議会議員一般・長）選挙候補者〇〇〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間                    年   月   日 から                    年   月   日 まで  
※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

2 供給場所  
所在地    池田町〇〇△△番地  
名 称     株式会社〇〇石油

3 供給を受ける使用車種及び登録番号

4 契約金額  
単価1リットルあたり                    円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

5 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき池田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が池田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他  
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年            月            日※契約は告示日前でも可能

甲池田町（議会議員一般・長）選挙候補者  
住所  
氏名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙住所  
名称  
代表者印

## 選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

池田町（議会議員一般・長）選挙候補者〇〇〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

### 1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

### 2 運転する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記

### 3 運転する車の車種及び登録番号

### 4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき池田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が池田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲池田町（議会議員一般・長）選挙候補者  
住所  
氏名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙住所  
氏名印

## 選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

池田町（議会議員一般・長）選挙候補者〇〇〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 枚  
※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額金円（税込）  
（単価円（税込）×枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき池田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が池田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲池田町（議会議員一般・長）選挙候補者  
住所  
氏名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙住所  
名称  
代表者印

## 選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

池田町（議会議員一般・長）選挙候補者〇〇〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚  
※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額金円（税込）  
（単価円（税込）×枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき池田町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が池田町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により池田町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲池田町（議会議員一般・長）選挙候補者  
住所  
氏名（※戸籍名。通称名は不可。）印

乙住所  
名称  
代表者印

## 契 約 届 出 書 (候補者 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）
- 2 選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）
- 3 選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）

### ※ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、  
立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

候補者→町選管  
(契約書の写しを添付)

様式第1号(第2条関係)

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和5年4月18日

池田町選挙管理委員会委員長様

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

戸籍名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年月日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年 〇月〇〇日	池田町〇〇〇番地〇〇 株式会社△△レンタカー 代表取締役◎◎◎◎	〇月〇日～ 〇〇日	75,000円	
運転手の雇用	令和5年 〇月〇〇日	池田町〇〇〇番地〇〇 ◎◎◎◎	〇月〇日～ 〇〇日	50,000円	
燃料代	令和5年 〇月〇〇日	池田町〇〇〇番地〇〇 株式会社△△石油 代表取締役◎◎◎◎	松本〇〇〇 あ9876	23,000円	10 175円

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

候補者→、町選管  
(契約書の写しを添付)

様式第2号 (第2条関係)

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和5年4月18日

池田町選挙管理委員会委員長様

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

### 選挙運動用ビラ作成契約届出書

戸籍名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当り単価	
令和5年 〇月〇〇日	池田町〇〇〇番地〇〇 株△△△印刷 代表取締役◎◎◎◎	枚 1,600	円 11,200	7円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者→町選管  
(契約書の写しを添付)

様式第3号(第2条関係)

立候補届出前の契約の場合は告示日を記載

令和5年4月18日

池田町選挙管理委員会委員長様

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

### 選挙運動用ポスター作成契約届出書

戸籍名

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 〇月〇〇日	池田町〇〇〇番地〇〇 (株)△△△印刷 代表取締役◎◎◎◎	80枚	100,000 円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

## 確 認 申 請 書 (候補者 → 町選管)

- 1 自動車燃料代確認申請書 (様式第4号)
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (様式第5号)
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (様式第6号)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

様式第4号（第3条関係）

燃料供給の最終日又は選挙運動用自動車  
燃料使用証明書（様式11号）と同日

令和5年4月18日

池田町選挙管理委員会委員長様

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊤

## 自動車燃料代確認申請書

戸籍名

次の自動車燃料代につき、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する  
条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
池田町〇〇〇〇番地〇〇 株式会社△△△石油 代表取締役◎◎◎◎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
松本〇〇〇あ9876
- 4 確認申請額 23,000円

燃料代は7,560円×5日分が  
最高限度額となります

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又 は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0円	0円
今回の購入金額 (b)	23,000円	23,000円
燃料代計 (a)+(b)	23,000円	23,000円
備 考		

## 備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から池田町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます

令和5年4月18日

池田町選挙管理委員会委員長様

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

戸籍名

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
池田町〇〇〇番地〇〇 株式会社△△印刷 代表取締役◎◎◎◎

最高限度枚数  
町長：5,000枚 村議 1,600枚

- 3 確認申請枚数 1,600枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今回の枚数(b)	1,600枚	1,600枚
枚数計(a)+(b)	1,600枚	1,600枚
備 考		

## 備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に候補者から池田町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の選挙運動用ビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第6号（第3条関係）

枚数が確定していれば、立候補届出時に申請できます

令和5年4月18日

池田町選挙管理委員会委員長様

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

戸籍名

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
池田町〇〇〇番地〇〇 株式会社印刷 代表取締役〇〇〇〇

村ポスター掲示場数51箇所  
51枚が最高限度枚数となります

- 3 確認申請枚数51枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今 回 の 枚 数 (b)	80枚	51枚
枚 数 計 (a)+(b)	80枚	51枚
備 考		

## 備考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成業者ごとに別々に候補者から池田町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の選挙運動用ポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

**確 認 書**  
(町選管 → 候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 自動車燃料代確認書（様式第7号）
- 2 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

様式第7号（第3条関係）

確認番号第〇〇号

## 自動車燃料代確認書

池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月〇〇日

池田町選挙管理委員会委員長〇〇〇〇 印

- 1 令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 池田太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
松本〇〇〇あ9876
- 4 確認金額 23,000円

### 備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、池田町に支払を請求することができません。

様式第8号（第3条関係）

確認番号第〇〇号

### 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月〇〇日

池田町選挙管理委員会委員長〇〇〇〇印

- 1 令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 池田太郎
- 3 確認枚数 1,600枚

#### 備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した選挙運動用ビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成業者は、池田町に支払を請求することができません。

様式第9号（第3条関係）

確認番号第〇〇号

### 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月〇〇日

池田町選挙管理委員会委員長〇〇〇〇 印

- 1 令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 池田太郎
- 3 確認枚数 51枚

#### 備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した選挙運動用ポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ポスター作成業者は、池田町に支払を請求することができません。

**証 明 書**  
(候補者 → 契約業者等 → 町選管)

- 1 選挙運動用自動車車両使用証明書（様式第 10 号）
- 2 選挙運動用自動車燃料使用証明書（様式第 11 号）
- 3 選挙運動用自動車運転手使用証明書（様式第 12 号）
- 4 選挙運動用ビラ作成証明書（様式第 13 号）
- 5 選挙運動用ポスター作成証明書（様式第 14 号）

- ・ 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- ・ 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が池田町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

様式第 10 号 (第 5 条関係)

選挙運動用自動車車両使用証明書

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 ○ 月 ○ ○ 日

証明日を記載 (使用の最終日以降の日)

令和 5 年 4 月 23 日執行 池田町議会議員一般選挙

戸籍名

候補者 池田太郎 ㊤

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	② 左に掲げる場合以外の 場合
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	池田町○○○番地○○ 株式会社△△レンタカー 代表取締役◎◎◎◎	
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
松本○○○あ9876	令和5年4月18日	15,000円
松本○○○あ9876	令和5年4月19日	15,000円
松本○○○あ9876	令和5年4月20日	15,000円
松本○○○あ9876	令和5年4月21日	15,000円
松本○○○あ9876	令和5年4月22日	15,000円
		金額や単価は、「同上」 や「〃」等で略して記 載することはできません

選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が池田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、池田町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。  
(1)一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合64,500円  
(2)(1)以外の場合15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、池田町に支払を請求することはできません。

様式第11号 (第5条関係)

### 選挙運動用自動車燃料使用証明書

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和5年〇月〇〇日

証明日を記載 (供給の最終日以降の日)

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊦

戸籍名

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		池田町〇〇〇番地〇〇 (株)△△△石油 代表取締役〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年4月18日	松〇〇〇あ 9876	30L	5,250円	
令和5年4月19日	松〇〇〇あ 9876	25L	4,375円	
令和5年4月20日	松〇〇〇あ 9876	20L	3,500円	
令和5年4月21日	松〇〇〇あ 9876	22L	3,850円	
令和5年4月22日	松〇〇〇あ 9876	30L	5,250円	

#### 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和45年運輸省令第7号) 第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号) 第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。) の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 注) 燃料代の場合、給油伝票の写しの添付が必要ですが、その際、次の点に注意してください。
  - ・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
  - ・給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
  - ・給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。
- この証明書を発行した候補者について供給物が及びられた場合には、燃料供給業者は、池田町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第12号(第5条関係)

選挙運動用自動車運転手使用証明書

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和5年〇月〇〇日

証明日を記載(雇用の最終日以降の日)

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

戸籍名

運転手の氏名及び住所	池田町〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和5年4月18日	10,000円	金額や単価は、「同上」や「〃」等で略して記載することはできません
令和5年4月19日	10,000円	
令和5年4月20日	10,000円	
令和5年4月21日	10,000円	
令和5年4月22日	10,000円	

備考

- この証明書は、選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載することから運転手に提出して、
- 運転手が池田町に支払を請求するときは、この証明書と請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、池田町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、池田町に支払を請求することはできません。

様式第13号(第5条関係)

### 選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和5年〇月〇〇日

契約の履行(納品)後の日付であること

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

戸籍名

記

選挙運動用ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	池田町〇〇〇番地〇〇 (株)△△△印刷 代表取締役◎◎◎◎
作成枚数	1,600枚
作成金額	11,200円

備考

- この証明書は、選挙運動用ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から選挙運動用ビラ作成業者に提出してください。
- 選挙運動用ビラ作成業者が池田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ビラ作成業者は、池田町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数、単価及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数  
池田町議会議員選挙 1,600枚  
池田町長選挙 5,000枚
  - 限度額  
単価(7円73銭)×作成枚数=限度額

様式第14号(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和5年〇月〇〇日

契約の履行(納品)後の日付であること

令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙  
候補者 池田太郎 ㊟

戸籍名

選挙運動用ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	池田町〇〇〇番地〇〇 (株)△△△印刷 代表取締役◎◎◎◎
作成枚数	80枚
作成金額	100,000円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)における選挙運動用ポスター掲示場数	51箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、選挙運動用ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 選挙運動用ポスター作成業者が池田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、選挙運動用ポスター作成業者は、池田町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)における選挙運動用ポスター掲示場数に相当する枚数

(2)限度額

$$\frac{80,000円 + 541円31銭 \times \text{選挙運動用ポスター掲示場数}}{\text{選挙運動用ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

**請求書・請求内訳書**  
(契約業者等 → 池田町)

- 1 請求書 (選挙運動用自動車使用料)(様式第 15 号)
- 2 請求内訳書 (自動車運送契約)(様式第 15 号 (別紙 1))
- 3 請求内訳書 (自動車の借入れ)(様式第 15 号 (別紙 2) (1) 自動車の借入れ)
- 4 請求内訳書 (燃料代)(様式第 15 号 (別紙 2) (2) 燃料代)
- 5 請求内訳書 (運転手)(様式第 15 号 (別紙 2) (3) 運転手)
- 6 請求書 (選挙運動用ビラ作成費)(様式第 16 号)
- 7 請求内訳書 (選挙運動用ビラ作成費)(様式第 16 号 (別紙))
- 8 請求書 (選挙運動用ポスター作成費)(様式第 17 号)
- 9 請求内訳書 (選挙運動用ポスター作成費)(様式第 17 号 (別紙))

請求書を提出する際は、候補者から交付される確認書 (燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ)、証明書を添付しなければなりません。

様式第15号（第6条関係）

選挙期日後の日付であること

令和5年〇月〇〇日

選挙運動用自動車使用料請求書

池田町長様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名

池田町〇〇〇番地〇〇  
株式会社△△△レンタカー 代表取締役〇〇〇〇〇

- 1 一般運送契約（ハイヤー等）
- 2 個別契約（自動車の借入契約）  
（燃料の供給契約）  
（運転手雇用の契約）
- 以上4つの共通の請求書

ける選挙運動の公営に関する条例第4条の規定によ

請求内訳書（別紙）から転記

- 1 請求金額 75,000円（※個別契約自動車の借上げの例）
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 池田太郎 戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">普通</span> ・当座	口座番号	1234567
フリガナ	ガシカイシヤ△△△レンタ		
口座名義人	株式会社△△△レンタカー		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、池田町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

【添付書類】

- ・ 請求内訳書・確認書（燃料代の場合）
- ・ 使用証明書・給油伝票の写し（燃料代の場合）
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

(別紙1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	80,000円	64,500円	64,500円	
令和5年4月19日	80,000円	64,500円	64,500円	
令和5年4月20日	80,000円	64,500円	64,500円	
令和5年4月21日	80,000円	64,500円	64,500円	
令和5年4月22日	80,000円	64,500円	64,500円	
計			322,500円	

請求書の請求金額と一致

備考「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

金額や単価は、「同上」や「〃」等で略して記載することはできません

(別紙2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	15,000円	15,800円	15,000円	
令和5年4月19日	15,000円	15,800円	15,000円	
令和5年4月20日	15,000円	15,800円	15,000円	
令和5年4月21日	15,000円	15,800円	15,000円	
令和5年4月22日	15,000円	15,800円	15,000円	
計			75,000円	

備考「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	松本〇〇〇あ9876	5,250円	23,000円	22,225円	金額や単価は、「同上」や「〃」等で略して記載することはできません(全て同様)
令和5年4月19日	松本〇〇〇あ9876	4,375円			
令和5年4月20日	松本〇〇〇あ9876	3,500円			
令和5年4月21日	松本〇〇〇あ9876	3,850円			
令和5年4月22日	松本〇〇〇あ9876	5,250円			
計		22,225円			

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」(計)欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求書の請求金額と一致

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月19日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月20日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月21日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年4月22日	10,000円	12,500円	10,000円	
計			50,000円	

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

様式第16号（第6条関係）

選挙期日後の日付であること

令和5年〇月〇〇日

選挙運動用ビラ作成費請求書

池田町長様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

池田町〇〇〇番地〇〇

株△△△印刷 代表取締役◎◎◎◎◎

池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 11,200円

請求内訳書（別紙）から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名松川太郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	普通・当座	口座番号	1234567
フリガナ	カブシキカイシャ△△△インテック		
口座名義人	株式会社△△△印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、池田町に支払を請求することはできません。

【添付書類】

- ・請求内訳書・確認書・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

請求書に添付

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 池田太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7.0	1,600	11,200	7.73	1,600	12,368	7.0	1,600	11,200	
契約書から転記			確認書から転記			請求書の金額と一致			

備考

- 1 D欄には、7.73円を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

契約の相手方→池田町

様式第17号（第6条関係）

選挙期日後の日付であること

令和5年〇月〇〇日

### 選挙運動用ポスター作成費請求書

池田町長様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

池田町〇〇〇番地〇〇

株式会社印刷 代表取締役〇〇〇〇 印

池田町議会議員及び池田町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 63,750円

請求内訳書（別紙）から転記

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年4月23日執行池田町議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 池田太郎

戸籍名

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行		
本・支店名	〇〇支店		
預金の種類	普通・当座	口座番号	1234567
フリガナ	カブシカイシャ印刷		
口座名義人	株式会社印刷		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、池田町に支払を請求することはできません。

#### 【添付書類】

- ・請求内訳書・確認書・作成証明書
- ・振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区（選挙が行われる区域） におけるポスター 一掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
51箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
	1,250	80	100,000	2,110	51	107,610	1,250	51	63,750	
	契約書から転記			確認書から転記			請求書の金額と一致			

備考

- 1 「選挙運動用ポスター掲示場数」欄に記載された選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター一掲示場数」欄に記載された選挙運動用ポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した金額を記載してください。
 

$$\frac{80,000\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{選挙運動用ポスター掲示場数}}{\text{選挙運動用ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。